

第1条（名称）

当研究会をJ A I S T産学官共創フォーラム・デジタルナレッジツイン研究会（通称：デジタルナレッジツイン研究会）と称する。

第2条（事務局）

当研究会は、事務局を石川県能美市旭台1-1 一般社団法人J A I S T支援機構内に置く。

第3条（目的）

当研究会は、一般社団法人J A I S T支援機構・産学官共創フォーラム（通称：J A I S T産学官共創フォーラム）の研究事業として実施され、デジタルナレッジツインに関するJAIST、および外部の有識者による技術開発や実践に関する最新の情報を共有するとともに、現場の暗黙知のナレッジマネジメントに関する課題や取り組みを調査・検討を行うことを目的とする。

第4条（活動）

当研究会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① JAIST 研究者および外部講師によるデジタルナレッジツインに関するセミナー（月1回程度）
- ② 現場の暗黙知のナレッジマネジメントに関する課題や取り組みに関して研究会参加者がお互いに学び合うワークショップ（年2回程度）
- ③ 報告書の作成（年1回）
- ④ JAIST 研究者との個別ディスカッション（随時）
- ⑤ その他、当研究会の目的を達成するために必要な活動

2 当研究会の活動報告はJ A I S T産学官共創フォーラムの総会にて行う。

第5条（会員）

会員は、本研究会の趣旨に賛同したJ A I S T産学官共創フォーラムの会員をもって組織する。

第6条（入会）

入会は、座長が認めるものとし、事務局に所定の加入手続きにより行う。

第7条（脱会）

当研究会を脱会する場合は、座長に書面をもって届け出し、年度末をもって脱会することができる。

第8条（研究会参加費）

当研究会の会員は、J A I S T産学官共創フォーラムの会費とは別に、研究会の参加費として次の金額を納入しなければならない。

- | | | |
|--------|----|---------|
| ① 幹事会員 | 年額 | 30,000円 |
| ② 法人会員 | 年額 | 30,000円 |
| ③ 個人会員 | 年額 | 15,000円 |
| ④ 公共会員 | 年額 | 30,000円 |
| ⑤ 学会会員 | 年額 | 20,000円 |
| ⑥ 研究会員 | 年額 | 15,000円 |
| ⑦ 特別会員 | 年額 | 30,000円 |

2 幹事となった幹事会員は、参加費を免除する。

3 各活動への参加人数は、個人会員、学会会員、研究会員を除き、1つの組織につき最大2名までとする。但し、座長が認めた場合はこの限りではない。

4 上記参加費の他に費用が必要な場合は、別に定める。

第9条（役員）

当研究会に次の役員を置く。

- ① 座長 1名
- ② 幹事 若干名

2 座長は、当研究会を代表し、会務を総理する。

3 座長は、J A I S T産学官共創フォーラムの会長が指名する。

4 座長は、会務を共同で行う共同座長を指名することができる。

5 幹事は、座長を補佐し、当研究会の企画・運営を行う。

6 座長は、J A I S T産学官共創フォーラムの会長が指名する。

7 幹事は、J A I S T産学官共創フォーラムの会長が同フォーラムの幹事会員の中から指名する。

第10条（事務）

当研究会の事務は、一般社団法人J A I S T支援機構事務局がつかさどり、研究会の座長、幹事は、これに協力するものとする。

第11条（補則）

この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則 1

この会則は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

初版 令和 5 年 5 月 1 日 制定

2 版 令和 7 年 7 月 1 日 研究会員を追加